

臓器提供に関する意思表示について

1. 臓器摘出及び脳死判定を行う要件の変更について

現行の「臓器の移植に関する法律」(平成9年法律第104号。以下「法」という。)においては、臓器摘出及び脳死判定を行う場合、提供者の書面による承諾を要件としている。

今般、「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」(平成21年法律第83号。以下「改正法」という。)の成立により、平成22年7月17日から、本人の臓器提供に関する意思が不明であった場合に、家族(遺族)の書面による承諾により臓器摘出及び脳死判定を行うことが可能となる。

2. 臓器提供意思表示カードについて

臓器提供に関する意思表示する書面については、本人が独自に作成することは可能であるが、実際にはそれを法の求めるところに適うものとして作成することは困難なことから、厚生労働省及び(社)日本臓器移植ネットワークにより、臓器提供意思表示カード(以下「カード」という。)等が頒布されているものである。

しかし、カードを用いた意思表示であっても、これまで記載不備事例が少なからず存在しているところである。

3. 記載不備事例の解釈に係る検討の視点

記載不備のカードの取扱いについて、従来は、臓器提供の意思が有効に表示されていないと判断された場合には、臓器摘出を行わないとの取扱いで問題なかった。

しかし、改正法の施行後においては、臓器提供の意思が有効に表示されていないと判断された場合に、それを臓器提供に関する意思が不明であると解釈するか、臓器提供を拒否する意思があったと解釈するかによって、その後の取扱いが変わることとなる。

そこで、現カードでの記載不備事例を参考に、新カードでの記載不備事例を別紙のとおり想定し、

- ①臓器提供の意思が有効に表示されていると取り扱うか
 - ②臓器提供に関する意思が不明なものと取り扱うか
 - ③臓器提供を拒否する意思が表示されていると取り扱うか
- 一定の考え方を整理しておくこととしたい。

また、親族へ臓器を優先的に提供する意思についても、記載不備事例の取扱いについて、併せて、一定の考え方を整理しておくこととしたい。

4. 基本的な考え方（案）

- ① 臓器移植法における基本理念である「本人意思の尊重」の観点から、記載不備事例であっても、書面に残された記載を基に本人意思をできる限り忖度することとし、やむを得ない場合に、意思不明とすること。
- ② 改正法に係る国会審議の過程においても、提案者から、本人が拒否の意思を持っている場合には、それが最大限尊重される旨の答弁があったように、記載不備事例であっても書面に残された記載から、拒否の意思が推定される場合には、これを尊重すること。
- ③ 提供したくない臓器の選択については、法律上求められている「臓器を提供する意思表示」の内容を補完するものと考えられることから、記載不備事例については、不明なものとして家族の判断に委ねること。
- ④ 本作業班では記載不備事例について、書面上の記載からその解釈について検討するが、本人の意思を正確に確認するためにも、実際の事例においては、コーディネートの中での家族の陳述も踏まえること。

5. 具体的事例について

別紙参照。

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）（抄）

（基本的理念）

第二条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。

2～4 （略）

（臓器の摘出）

第六条 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。

二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

2 （略）

3 臓器の摘出に係る前項の判定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

一 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。

二 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。

4～6 （略）

（親族への優先提供の意思表示）

第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

【設例1】 1と2の両方に○が付けられていた場合

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄：

署名年月日： 2010年 7月 17日

本人署名(自筆)： 移植 花子

家族署名(自筆)： 移植 太郎



(論点)

法に基づく脳死判定に従う意思と脳死判定を拒否する意思が同時に表示されている場合に、どのように考えるか。

(考えられる案)

	脳死判定	臓器提供	考え方	適用条項
案1	承諾(※)	承諾	選択肢2の「限り」を見落とし、両方に○を付けたものと判断	第1項第1号 第3項第1号
案2	拒否	承諾	記載の経緯は不明だが、2に○を付けている以上、脳死判定について拒否の意思があった可能性を否定しきれない	第1項第1号 —
案3	不明(※)	承諾	書面からは本人意思が不明であり、脳死判定を拒否する意思があるとは確定できない	第1項第1号 第3項第1号

(※)臓器移植法上は、「脳死判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合」に該当


【設例2】 1と3の両方に○が付けられていた場合

≪ 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。≫
 ① 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。
 ② 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。
 ③ 私は、臓器を提供しません。

≪ 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください≫
 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄： _____ 〕

署名年月日： 2010年 7月 17日
 本人署名(自筆)： 移植 花子
 家族署名(自筆)： 移植 太郎



(論点)
臓器を提供する意思と臓器提供を拒否する意思が同時に表示されている場合に、どのように考えるか。

(考えられる案)

	脳死判定	臓器提供	考え方	適用条項
案1	拒否	拒否	記載の経緯は不明だが、3に○を付けている以上、臓器提供について拒否の意思があった可能性を否定しきれない	—
案2	不明(※)	不明	書面からは本人意思が不明であり、脳死判定又は臓器提供を拒否する意思があるとは確定できない	第1項第2号 第3項第2号


(※)臓器移植法上は、「脳死判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合」に該当

【設例3】 1から3には○が付けられておらず、一部の臓器に×が付いている場合

≪ 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。≫
 1. 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。
 2. 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。

≪ 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください≫
 【~~心臓~~・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・~~眼球~~】

[特記欄:
 署名年月日 : 2010年 7月 17日
 本人署名(自筆): 移植 花子
 家族署名(自筆): 移植 太郎



(論点)

提供したくない臓器に×が付けられていることから、旧カードの不備記載事例の取扱いを踏まえると、臓器を提供する意は表示されていると考えられる(参考資料1参照)が、脳死判定に従う意思について、どのように考えるか。

(考えられる案)

	脳死判定	臓器提供	考え方	適用条項
案1	承諾(※)	承諾	説明を踏まえ、提供したくない臓器に印をつけている	第1項第1号 第3項第1号
案2	不明(※)	承諾	少なくとも、脳死判定を拒否する意は表示されていない	第1項第1号 第3項第1号


(※)臓器移植法上は、「脳死判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合」に該当

【設例4】 1から3には○が付けられておらず、一部の臓器に○が付いている場合

≪ 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。≫
 1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。

≪ 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください≫
 【心臓 ○ 肺 ○ 肝臓 ○ 腎臓 ○ 膵臓 ○ 小腸 ○ 眼球 ○】

【特記欄：
 署名年月日： 2010年 7月 17日
 本人署名(自筆)： 移植 花子
 家族署名(自筆)： 移植 太郎



(論点)

臓器を選択していることから、臓器を提供する意思はあったものと考えられ、また、脳死判定に従う意思については、【設例3】と同様に考えられるが、各臓器の取扱いについてどう考えるか。

(考えられる案)


	提供する臓器	考え方
(案1)	○を付けていない臓器	説明を取り違え、提供したくない臓器に印をつけた
(案2)	○を付けた臓器	説明を踏まえ、提供したい臓器を明確にするため、印をつけた
(案3)	家族の判断により提供する臓器を決める	提供したくない臓器に印を付けたのか、提供したい臓器に印を付けたのか、書面からは本人意思が確定できない

【設例5】 1から3には○が付けられておらず、特記欄に「全部」又は「すべて」等の記載があった場合

≪ 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。≫
 1. 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。
 2. 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。

≪ 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください≫
 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
 [特記欄: すべて]

署名年月日 : 2010年 7月 17日
 本人署名(自筆): 移植 花子
 家族署名(自筆): 移植 太郎



(論点)

特記欄に記載されている「すべて」について、どのように解釈するか。

臓器を提供する意思表示されていると考えた場合(参考資料1参照)、脳死判定に従う意思について、どのように考えるか。

(考えられる案)

	脳死判定	臓器提供	考え方	適用条項
案1	承諾(※)	承諾	特記欄に「すべて」と記載されており、臓器の提供意思はあると考えられる。また、心臓などの提供意思もあることから、脳死判定に従う意思があるとみなされる	第1項第1号 第3項第1号
案2	不明(※)	承諾	特記欄に「すべて」と記載されており、臓器の提供意思はあると考えられる。また、少なくとも、脳死判定を拒否する意思表示されていない	第1項第1号 第3項第1号
案3	不明(※)	不明	「すべて」の意味するところが明らかでなく、本人意思が確定できない。	第1項第2号 第3項第2号


(※)臓器移植法上は、「脳死判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合」に該当

【設例6】 1から3には○が付けられておらず、特記欄に「親族優先」とだけ記載されていた場合

≪ 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。≫
 1.私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。
 2.私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。
 3.私は、臓器を提供しません。

≪ 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください≫
 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
 〔特記欄： 親族優先 〕

署名年月日： 2010年 7月 17日
 本人署名(自筆)： 移植 花子
 家族署名(自筆)： 移植 太郎



(論点)

1 又は 2 に○が付いていない場合であって、特記欄に「親族優先」と記載されている場合に、どう考えるか。

(考えられる案)

	親族優先	臓器提供	考え方
(案1)	有効	承諾	特記欄に記載すべき内容についての説明を踏まえたものであり、基礎となる提供意思はあるとみなされる
(案2)	無効	不明	書面から基礎となる提供意思が確定できない